



平成 28 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社東急レクリエーション
代表者名 代表取締役社長 菅野 信三
(コード番号 9631 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 松崎 秀樹
(TEL 03-3462-8933)

東京急行電鉄株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

東京急行電鉄株式会社（以下「東京急行電鉄」といいます。）は平成 28 年 2 月 12 日から平成 28 年 3 月 10 日まで、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、本日、当社は、東京急行電鉄より、添付資料のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

添付資料：「株式会社東急レクリエーション株式（証券コード：9631）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



平成28年3月11日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 野本 弘文
(コード番号 9005 東証第1部)
問 合 せ 先 財務戦略室 主計部
主計課長 小田 克
(TEL 03-3477-6168)

株式会社東急レクリエーション株式(証券コード:9631)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

東京急行電鉄株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成28年2月10日開催の取締役会において、株式会社東急レクリエーション(コード番号 9631、東証第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成28年2月12日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成28年3月10日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、対象者が平成28年2月10日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。)によれば、対象者は平成28年2月10日開催の取締役会において、払込期日を平成28年3月17日、当社を引受先とする第三者割当てによる対象者自己株式の処分(普通株式2,619,236株(所有割合(注)8.20%、処分価格は1株当たり金850円、総額2,226,350,600円)。以下「本自己株式処分」といいます。)の実施を決議しており、本日、当社は、対象者との間において、本自己株式処分の対象株式の全てを引き受ける旨の株式総数引受契約を締結いたしました。本公開買付けの決済が行われ、かつ本自己株式処分の払込みが完了した場合には、平成28年3月17日(本公開買付けの決済の開始日及び本自己株式処分の払込期日)付で、対象者は当社の連結子会社となる予定です。

(注)「所有割合」とは、対象者が平成28年2月10日に公表した「平成27年12月期決算短信[日本基準](連結)」に記載された平成27年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(31,937,474株)に対する割合をいいます。以下同じです。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 東京急行電鉄株式会社
所在地 東京都渋谷区南平台町5番6号

(2) 対象者の名称

株式会社東急レクリエーション

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,255,000株	一株	5,255,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)を超える場合は、その超える部

分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 対象者は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、対象者が所有する自己株式 2,619,236 株（所有割合 8.20%）について、当社を引受先とする第三者割当てにより処分する旨の決議をしています。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 2 月 12 日（金曜日）から平成 28 年 3 月 10 日（木曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 850 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数（5,869,534 株）が買付予定数の上限（5,255,000 株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 3 月 11 日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	5,869,534 株	5,255,000 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株

株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	5,869,534株	5,255,000株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	7,746個	(買付け等前における株券等所有割合 24.25%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	346個	(買付け等前における株券等所有割合 1.08%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	13,001個	(買付け等後における株券等所有割合 40.71%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	346個	(買付け等後における株券等所有割合 1.08%)
対象者の総株主等の議決権の数	29,106個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。議決権の数346個の内訳は、当社の子会社である株式会社東急ストアが所有する対象者株式174,000株に係る議決権の数174個、株式会社東急エージェンシーが所有する対象者株式133,441株に係る議決権の数133個及び東急ファシリティサービス株式会社が所有する対象者株式39,065株に係る議決権の数39個となります。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年11月13日に提出した第83期第3四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としており、また、対象者が所有する自己株式2,619,236株については、当社を引受先とする第三者割当てにより処分することが予定されているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年2月10日に公表した「平成27年12月期決算短信[日本基準]（連結）」に記載された平成27年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（31,937,474株）に係る議決権の数31,937個を分母として計算しております。

(注3) 対象者有価証券届出書によれば、対象者は平成28年2月10日開催の取締役会において、本自己株式処分の実施を決議しているところ、当社は、本自己株式処分に係る対象者の自己株式の総数を引き受けることを予定しております。本自己株式処分が実施された場合に関しては、「対象者の総株主等の議決権の数」を上記（注2）において計算した通り31,937個とし、また、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としておりましたが、当社の子会社である株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社は、その所有する対象者株式381,552株につき本公開買付けに応募しませんでしたので、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（13,001個）に、当社が引き受ける予定の本自己株式処分に係る株式の議決権の数2,619個と株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社が所有する対象者株式381,552株に係る議決権の数380個を加えた16,000個として計算すると、「買付け等後における株券等所有割合」は50.10%となります。なお、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社の3社は、小規模所有者に該当するものの当社の子会社であることから、当社が間接所有しているものとして、3社が所有する対象者株式35,046株に係る議決権の数34個を分子に加算した上で、「買付け等後における株券等所有割合」を計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(5,869,534株)が買付予定数の上限(5,255,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとししました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成28年3月17日(木曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

- ④ 株券等の返還方法
返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成28年2月10日付で公表した「株式会社東急レクリエーション株式(証券コード:9631)に対する公開買付けの開始、第三者割当による自己株式の処分の引受け、及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

東京急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平台町5番6号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上